

第 26 回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年 3 月 27 日（木）

午前11時（午前10時30分開場）

受付：会場 1 F（午前 9 時30分受付開始）

（開催時刻が前回と異なっておりますので、お間違えないようご注意ください。）

開催場所

大阪市北区中之島 5 丁目 3 番51号

大阪国際会議場（グランキューブ大阪）3階

（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えないようご注意ください。）

議 案

第 1 号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少の件

第 2 号議案 剰余金の処分の件

株主総会にご出席されない場合

インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2025年 3 月 26 日（水曜日）午後 6 時まで

目 次

第26回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	30
計算書類	44
監査報告	53
株主総会参考書類	59
株主総会会場ご案内図	

株主総会終了後に懇親会を予定しております。

証券コード 2752
2025年3月12日

株 主 各 位

大阪市北区菅原町2番16号 FUJIO BLDG.
株式会社フジオフードグループ本社
代表取締役社長 藤 尾 政 弘

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイト「第26回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://fujioigroup.com/ir/news/>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2752/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「フジオフードグループ本社」又は「コード」に当社証券コード「2752」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って2025年3月26日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月27日（木曜日）午前11時
（午前10時30分 開場）
（開催時刻が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。）
2. 場 所 大阪市北区中之島5丁目3番51号
大阪国際会議場（グランキューブ大阪）3階
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」
をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 1. 第26期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業
報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第26期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算
書類報告の件
- 決 議 事 項
第 1 号 議 案 資本準備金及び利益準備金の額の減少の件
第 2 号 議 案 剰余金の処分の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3)インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - (5)議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 株主総会に ご出席される場合 議決権行使書用紙を会場受付に ご提出ください。 日 時 2025年 3月27日（木曜日） 午前11時（午前10時30分開場）	 インターネットで 議決権を行使される場合 次ページの案内に従って、議案 の賛否をご入力ください。 行使期限 2025年 3月26日（水曜日） 午後 6 時入力完了分まで	 書面（郵送）で議決権を 行使される場合 議決権行使書用紙に議案に対す る賛否をご表示のうえ、ご返送 ください。 行使期限 2025年 3月26日（水曜日） 午後 6 時到着分まで
--	---	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

ここに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

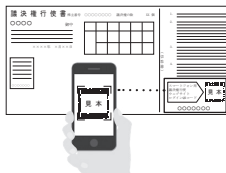
- ・インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の現況

事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化が進むとともに、雇用や所得環境が改善されたことから緩やかな回復基調が続きました。一方で、為替市場の円安進行に伴う原材料および資源価格の高騰、アメリカの政策動向、ロシア・ウクライナ間の紛争や中東情勢の地政学リスク等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましても、人流の回復やインバウンド消費の拡大等により堅調な需要が続いているものの、食材やエネルギー価格等の各種コストの上昇や慢性的な人手不足等によって、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループは「大衆というカテゴリーで日本一の外食企業になる」という確固たる目標のもと、既存事業の全体的な底上げを行うための商品開発、業態ごとの販売促進キャンペーン活動、店舗におけるサービス力向上を図るための教育・研修体制の強化等を行い、「まいどおおきに食堂」、「神楽食堂 串家物語」を中心とした全業態の経営成績の向上に全社一丸となって取り組みました。

以上のような結果、当連結会計年度の業績は、売上高313億24百万円（前年同期比5.3%増）、営業利益12億17百万円（前年同期比212.2%増）、経常利益10億30百万円（前年同期比247.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益4億59百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失7億6百万円）となりました。

また、当社グループ全体で当連結会計年度における新規出店数は10店舗（国内直営店6店舗、海外F C店4店舗）、当連結会計年度末の店舗数は709店舗（国内直営店394店舗、国内委託店80店舗、国内F C店210店舗、海外直営店5店舗、海外F C店20店舗）となりました。

業態別店舗数内訳

(単位：店舗)

	直営店 (国内)	直営店 (海外)	委託店 (国内)	F C店 (国内)	F C店 (海外)	合計
まいどおおきに食堂	83	2	25	161	7	278
神楽食堂 串家物語	68	－	5	25	2	100
麺乃庄 つるまる	30	－	14	7	8	59
さち福や	34	－	3	6	2	45
天麩羅 えびのや	32	3	2	3	1	41
その他	147	－	31	8	－	186
合計	394	5	80	210	20	709

事業別の営業の状況は次のとおりであります。

①まいどおおきに食堂事業

「まいどおおきに食堂」は、家庭で親しまれる日常食である和食を中心にカフェテリア方式で提供しており、幅広い顧客層に支持を得ております。また、商品の見直しや調理指導の強化、既存店舗の改装、店舗内経費の効率的な削減等により、既存店舗の収益力の向上を図り、立地に応じた最適な店舗運営に努めてまいりました。

以上の結果、直営事業の売上高は、51億58百万円となりました。

②神楽食堂 串家物語事業

「神楽食堂 串家物語」は、お客様自身が自由に串メニューを各テーブルで揚げ頂くビュッフェスタイルのお店です。串揚げとして数十種類の素材の他にサイドメニューとしてサラダや天心、ごはん類、フルーツ、デザート等をセルフサービス形式で提供しております。また、季節毎のフェアに加え、ハロウィンやバレンタイン限定の商品提供やSNS・メディア露出・コラボ企画等を用いた集客施策を実施いたしました。

以上の結果、直営事業の売上高は74億74百万円となりました。

③麺乃庄 つるまる事業

「つるまる」は、あっさりとした関西風のうどんに、色々な種類の天ぷらをお客様自身が自由にトッピングして頂く低価格うどん業態です。オフィス街を中心とした低価格のうどんをご提供させていただく「麺乃庄つるまる饅頭」、店内で製麺したうどんをご提供させていただく「鶴丸饅頭本舗」を展開し、幅広いお客様層から変わらぬご支援をいただいております。新商品の投入による集客施策や原材料高騰の価格転嫁による収益力の改善を行いました。

以上の結果、直営事業の売上高は12億92百万円となりました。

④さち福や事業

「さち福や」は、日常食を取りそろえ健康を食べていただく『第二の食卓』をコンセプトに、釜焚きご飯と季節の野菜や魚、日替わり小鉢などを取り揃えた和洋定食を提供しております。また、商品の見直しにより原価率を適正にコントロールするとともに、モバイルオーダー対応店舗の拡充等のDX施策に積極的に取り組み、運営の効率化を図りました。

以上の結果、直営事業の売上高は32億29百万円となりました。

⑤天麩羅 えびのや事業

「天麩羅えびのや」は、目の前で揚げる出来立ての天麩羅をお手軽に楽しめる専門店です。旬の素材を天ぷらにし、コシヒカリのツヤツヤご飯と、カツオと醤油が香る特製天つゆでお召し上がりいただきます。また、ご好評頂いている明太子食べ放題店舗の拡充により集客力向上を図るとともに、適正人員の配置による管理体制の強化に取り組みました。

以上の結果、直営事業の売上高は21億6百万円となりました。

⑥その他ブランド事業

「その他のブランド事業」は、季節のフルーツをふんだんに使った手作りタルトの専門店「タルト&カフェ デリス」、沖縄で50年愛されているステーキ&シーフードレストラン「サムズ」、日本の古き良き文化を伝える喫茶店であり地域の食卓・憩いの場を提供する「喫茶店 ピノキオ」等を展開しております。また、季節フェアキャンペーンの推進やSNS等を活用したブランド認知度の向上、商品開発の強化等を実施し、各ブランドの業績向上に努めてまいりました。

以上の結果、直営事業の売上高は104億10百万円となりました。

⑦F C事業

F C事業は、フランチャイズ加盟企業・社員独立による営業委託者とのコミュニケーションを図りながら問題点の洗い出し・解消を図り、さらなる集客・売上の向上を目指しております。

主な活動といたしましては、フランチャイズ加盟開発の強化、現環境に適した業態への変更の提案等を行ってまいりました。また、更なる事業規模拡大に向け、直営店の売却・営業委託を積極的に進め、ストック型のビジネスモデルへの転換に努めてまいります。

以上の結果、売上高は16億51百万円となりました。

(事業の種類別売上)

(単位：百万円)

	当期	前期	増減	
			金額	前年同期比 (%)
まいどおおきに食堂	5,158	5,094	63	101.3
神楽食堂 串家物語	7,474	7,491	△16	99.8
麺乃庄 つるまる	1,292	1,032	260	125.2
さち福や	3,229	2,964	264	108.9
天麩羅 えびのや	2,106	1,998	108	105.4
その他ブランド	10,410	9,625	785	108.2
直営事業 計	29,672	28,206	1,466	105.2
加盟金売上	164	154	9	106.3
ロイヤリティ売上	725	654	71	110.9
イニシャル売上	107	90	17	118.9
ランニング売上	654	649	4	100.6
F C事業 計	1,651	1,549	102	106.6
合計	31,324	29,756	1,568	105.3

(注) 1. イニシャル売上は、出店時に必要な店舗設備、備品などの売上であります。

2. ランニング売上は、店舗運営時に必要な消耗品類などの売上であります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度につきましては、主に直営店舗の新規出店に対する設備投資を実施いたしました。この結果、当連結会計年度における設備投資の総額は7億35百万円となりました。

(3) 直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	2021年度 第23期	2022年度 第24期	2023年度 第25期	2024年度 第26期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	25,453	26,530	29,756	31,324
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	1,785	△722	296	1,030
親会社株主に帰 属する当期純利 益又は親会社株 主に帰属する当 期純損失 (△) (百万円)	△489	△3,402	△706	459
1株当たり当期 純利益又は 1株当たり当期 純損失 (△) (円)	△11.23	△77.21	△15.71	10.03
総 資 産 (百万円)	26,807	21,529	20,287	26,310
純 資 産 (百万円)	3,925	580	1,432	8,578
1株当たり 純資産額 (円)	89.04	12.89	31.14	167.30

- (注) 1. 第23期における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表記しております。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) および1株当たり純資産額は小数第3位を四捨五入して表記しております。
4. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
5. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	2021年度 第23期	2022年度 第24期	2023年度 第25期	2024年度 第26期 (当事業年度)
営 業 収 入 (百万円)	2,695	2,368	2,318	2,312
経 常 利 益 (百万円)	357	191	100	182
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	△213	△2,766	△403	528
1株当たり当期純利 益又は1株当たり当 期純損失 (△) (円)	△11.23	△62.77	△8.97	11.55
総 資 産 (百万円)	24,906	20,149	19,042	24,834
純 資 産 (百万円)	5,610	2,887	4,022	11,219
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	127.39	65.15	88.39	218.95

- (注) 1. 第23期における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表記しております。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) および1株当たり純資産額は小数第3位を四捨五入して表記しております。
4. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
5. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社フジオフードシステム	大 阪 市 北 区	1 0 百 万 円	100.0%	飲食店の運営等
株式会社グレートイースタン	沖縄県沖縄市	1 0 百 万 円	100.0%	飲食店の運営等
有 限 会 社 暮 布 土 屋	大 阪 市 北 区	3 百 万 円	90.0%	飲食店の運営等
上海藤尾餐飲管理有限公司	中国上海市	8,427,060人民元	100.0%	飲食店の運営等
FUJIO FOOD SYSTEM U. S. A. C O. , L T D.	アメリカ合衆国 ハワイ州	\$1,512,077.67	100.0%	飲食店の運営等
FUJIO FOOD SYSTEM SINGAPORE PTE.LTD.	シンガポール	4 7 3 百 万 円	100.0%	飲食店の運営等

(5) 対処すべき課題

当社グループは、当面の対処すべき課題として以下のとおり認識し、対策に取り組んでおります。

①既存店の収益力向上

当社のグループ成長戦略の実現のためには、既存店の収益力向上が必要不可欠と認識しております。さらなる収益力向上のため、「凡事徹底」（飲食店として当たり前のことを当たり前に行う）を直営店、F C店の全店共通の合言葉に、品質・接客・清潔さ（Q S Cレベル）の向上を実現し、お客様に喜んでいただけるお店作りに邁進し、収益力の向上に努めてまいります。

②F C加盟店の出店促進と支援体制の強化

F C加盟店の出店促進のため、出店候補地の探索支援、研修トレーナーの育成支援など研修体制の充実を図ります。また出店後についても、支援体制を強化することでF C加盟店の収益力向上に邁進してまいります。

③時代のニーズに対応した業態の開発

日常食・大衆食をキーワードに、多様化する消費者のニーズに的確に対応した業態をスピーディーに開発し、どの店舗においても良質かつ等質の商品サービスを提供できるようにパッケージ化を進めることが重要であると考えております。当社グループでは、既存業態のブラッシュアップ、新業態の開発を経営の生命線であると捉え、新業態を適時に開発することで他社との差別化を図ってまいります。

④人材の確保とスピーディーな人材育成の推進

さらなる成長に向けて出店を進めていく上で優秀な人材を確保し、お客様に満足していただけるサービスを提供できる人材として育成していくことは重要な課題であると認識しております。このため当社グループは求人・採用のレベルアップ、採用後の従業員に対するフォローの充実、「夢を持てるキャリアアッププラン制度」の再構築作業や人事評価制度の見直し・運用、ストックオプション制度の導入等を通じて従業員の定着を図るとともに、従業員のレベルアップを図るため、毎月、営業店舗の全従業員を対象として様々な店舗運営ノウハウを指導・教育する「階層別研修」を開催するなど、特に営業スタッフに向けた独自の教育プログラムを実施・運営しております。さらには、「夢を持てるキャリアアッププラン制度」の一環といたしまして、「独立支援制度」のブラッシュアップも実施し、既存の営業幹部・専門職ラインとは別に、志望者から申請に基づいた上で、一定の社内基準に達した者を選抜し、当社との業務委託契約の締結により店主として独立し経営者を目指す道も用意しております。

⑤メニュー開発・仕入から商品提供までの体制強化

外食産業には、「食」を直接提供する産業としてのレベルの高い安全衛生管理体制の強化が求められております。より安全性の高い食材の確保に注力し、「手作り感」を大切に、リーズナブルな価格で安全で衛生管理の行き届いた商品の提供ができるように体制を強化してまいります。

(6) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

当社グループは、各種業態の飲食店の経営および飲食店フランチャイズチェーン本部の経営を主な事業内容としております。

(7) 主要な事業所等 (2024年12月31日現在)

① 主要な事業所

大 阪 本 社	大阪市北区菅原町 2 番16号 FUJIO BLDG.
東 京 支 社	東京都中央区銀座 1 丁目21番17号 銀座FUJIO BLDG.
沖 縄 支 社	沖縄県沖縄市山内 3 丁目 2 8 - 1

② 主要な子会社

株式会社フジオフードシステム	大阪市北区菅原町 2 番16号 FUJIO BLDG.
株式会社グレートイースタン	沖 縄 県 沖 縄 市 山 内 3 丁 目 2 8 - 1
上海藤尾餐飲管理有限公司	中華人民共和国上海市徐匯区零陵路751弄 2 号
有 限 会 社 暮 布 土 屋	大阪市北区菅原町 2 番16号 FUJIO BLDG.
FUJIO FOOD SYSTEM SINGAPORE PTE. LTD.	24 Peck Street #04-03, Singapore, 079314

(8) 従業員の状況（2024年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
452名	41名増

（注）従業員数には、パート・嘱託・派遣は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
24(6)名	3名減(1名増)	49.5歳	10.6年

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は1日8時間で換算した年間の平均人員を（ ）内に外書きで記載しております。

(9) 主要な借入先の状況（2024年12月31日現在）

借入先	借入残高（百万円）
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	3,000
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,989
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,166
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,130
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,052

（注）上記借入残高には資本性劣後ローンが含まれております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 普通株式 96,000,000株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 51,241,921株
(注) 役員向け譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行、公募増資による新株式の発行、第三者割当による新株式の発行および新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は5,904,061株増加しております。
- ③ 株主数 89,293名

④ 大株主（上位10名）

株 主 名	所有株式数(株)	持 株 比 率 (%)
有限会社エフエム商業計画	6,810,000	13.29
サッポロビール株式会社	4,592,800	8.96
藤 尾 政 弘	2,825,032	5.51
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社	2,000,300	3.90
株式会社日本カストディ銀行	1,946,600	3.80
三井住友信託銀行株式会社	1,800,000	3.51
フ ジ オ 取 組 先 持 株 会	1,465,620	2.86
サントリービバレッジ ソリューション株式会社	1,400,000	2.73
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	1,270,400	2.48
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	895,600	1.75

(注) 持株比率は、自己株式（74株）を控除して算出しております。

- ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
当社は、取締役（社外取締役を除く。）5名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2024年5月24日付で普通株式11,953株を発行いたしました。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2024年12月31日現在）
該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権等に関する重要事項

2023年2月28日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数（個）	22,500
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 2,250,000株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額（円）	新株予約権1個当たり790
新株予約権の払込期日	2023年3月16日
新株予約権の行使期間	自 2023年3月17日 至 2026年3月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額および資本組入額（円）	発行価額 1,348.9 資本組入額 674
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権をLong Corridor Alpha Opportunities Master Fundに17,200個、MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPCに4,300個、藤尾政弘氏に1,000個割り当てた。

（注）本新株予約権につきまして、残存する本新株予約権18,100個（1,810,000株）の全部を取得するとともに、取得後直ちに当該本新株予約権の全部を消却することを2024年11月22日開催の取締役会で決議し、2024年12月27日に本新株予約権を取得及び消却しており、残存数は0（0株）となっております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2024年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤 尾 政 弘	株式会社フジオフードシステム 代 表 取 締 役 社 長 株式会社グレートイースタン代表取締役会長 有限会社暮布土屋代表取締役会長 上海藤尾餐饮管理有限公司董事長 一般社団法人大阪外食産業協会理事 食 博 覧 会 実 行 委 員 会 常 任 理 事 一般社団法人関西経済同友会幹事 一般社団法人日本フードサービス協会理事 学 校 法 人 追 手 門 学 院 理 事 公 益 財 団 法 人 近 畿 警 察 官 友 の 会 理 事
取 締 役 副 社 長	藤 尾 英 雄	経 営 企 画 部 長 株式会社フジオフードシステム 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員 株式会社グレートイースタン取締役 上海藤尾餐饮管理有限公司董事
取 締 役	仁 田 英 策	財 務 経 理 本 部 長 株式会社フジオフードシステム 取 締 役 執 行 役 員 株式会社フジオファーム取締役 株式会社TOTTORI星乃丘ワイナリー取締役
取 締 役	新 井 誠	グ ル ー プ 開 発 管 掌 株式会社フジオフードシステム 取 締 役 執 行 役 員 株式会社グレートイースタン取締役 有限会社暮布土屋代表取締役社長 上海藤尾餐饮管理有限公司董事

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役	九鬼 祐一郎	株式会社キムラタン代表取締役社長
取締役	伊東 康孝	
取締役	百瀬 裕規	株式会社スタジオアリス取締役 Bain Capital Private Equity Japan, LLC 会長
取締役	越知 覚子	弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所パートナー弁護士 株式会社ドウシシャ 取締役
取締役	小郷 三朗	サントリー食品インターナショナル株式会社顧問 一般社団法人ACC 理事長
常勤監査役	原 光博	株式会社フジオフードシステム監査役 株式会社グレートイースタン監査役 有限会社暮布土屋監査役
監査役	高島 英也	株式会社東邦銀行取締役 学校法人酪農学園 理事長
監査役	加藤 善孝	株式会社Pro C.A代表取締役社長 アルフレッサホールディングス株式会社監査役 株式会社ツインバード取締役 株式会社SBI貯蓄銀行取締役

- (注) 1. 取締役伊東康孝氏、百瀬裕規氏、越知覚子氏、小郷三朗氏は、社外取締役であります。
2. 監査役原光博氏、高島英也氏、加藤善孝氏は、社外監査役であります。
3. 九鬼祐一郎氏は、非常勤取締役であります。
4. 当社は、取締役伊東康孝氏、取締役百瀬裕規氏、取締役越知覚子氏、取締役小郷三朗氏、監査役原光博氏、監査役高島英也氏、監査役加藤善孝氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役越知覚子氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役加藤善孝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

概要につきましては下記のとおりです。

イ．当該保険契約の被保険者の範囲

当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員および幹部
職従業員

ロ．当該保険契約の内容の概要

被保険者がその業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補されることとなります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った本人自身の損害等は補償対象外とすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

④ 取締役および監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年1月16日に開催した取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を決議しており、その内容は以下のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役（社外取締役は除く）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、「固定報酬としての基本報酬」、「短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）」および「長期インセンティブ報酬としての非金銭報酬（譲渡制限付株式）」を構成要素としております。

また、社外取締役の報酬額については、他社水準等を総合的に勘案し、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。なお、監査役の報酬については、監査役の協議によって決定しております。

b. 基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、役位、職責を基本に他社水準等も考慮しながら、総合的に勘案し決定しております。

c. 業績連動報酬

業績連動報酬（短期インセンティブ報酬）は、当事業年度の業績に対する達成度を基本とし各指標を基準に評価レベル表に基づき決定しております。

d. 非金銭報酬等

長期インセンティブとしての非金銭報酬（譲渡制限付株式）は、役位、職責を基本に総合的に勘案し決定しております。

e. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会は、当社代表取締役に対し、上記の取締役の個人別の報酬等の決定方針を踏まえて、各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の業績連動報酬および非金銭報酬の評価配分の決定を委任しております。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、その内容が上記の当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

また、取締役の報酬等についてその妥当性および客観性・透明性を確保する観点から、取締役会の諮問機関として、過半数を社外役員にて構成する「指名・報酬委員会」を設置しております。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	160 (20)	143 (20)	－ (－)	16 (－)	9 (4)
監査役 (うち社外監査役)	14 (14)	14 (14)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	175 (34)	158 (34)	－ (－)	16 (－)	12 (7)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
3. 取締役の報酬限度額は、2019年3月27日開催の第20回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名（うち、社外取締役は2名）です。また、金銭報酬とは別枠で2020年3月25日開催の第21回定時株主総会において、株式報酬の限度額として年額45百万円以内、株式数の上限を年45,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は2名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、2017年3月30日開催の第18回定時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち、社外監査役3名）です。
5. 取締役会は、当社代表取締役社長藤尾政弘氏に対し、各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた業績連動報酬および非金銭報酬の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役百瀬裕規氏は、株式会社スタジオアリスの取締役、Bain Capital Private Equity Japan, LLCの会長を務めております。当社は当該2社との間には特別な関係はありません。

取締役越知覚子氏は、弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所のパートナー弁護士、株式会社ドウシヤの取締役に務めております。当社は同事務所及び当該1社との間には特別な関係はありません。

取締役小郷三朗氏は、サントリー食品インターナショナル株式会社の顧問、一般社団法人A C Cの理事長を務めております。当社は同社及び同法人との間には特別な関係はありません。

監査役原光博氏は、連結子会社である株式会社フジオフードシステム、株式会社グレートイースタンおよび有限会社暮布土屋の監査役であります。

監査役高島英也氏は、株式会社東邦銀行の取締役、学校法人酪農学園の理事長を務めております。当社は同社及び同法人との間には特別な関係はありません。

監査役加藤善孝氏は、株式会社P r o . C . Aの代表取締役社長、アルフレッサホールディングス株式会社の監査役、株式会社ツインバードの取締役、株式会社S B I貯蓄銀行の取締役に務めております。当社は当該4社との間には特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 伊東 康孝	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。主に会社経営者としての豊富な業務経験を活かし、当該視点から積極的に意見を述べており、特に飲食業について専門的な立場から助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 百瀬 裕規	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。主に証券会社における豊富な業務経験を活かし、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 越 知 覚 子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適法性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 小 郷 三 朗	2024年3月27日就任以降の当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回に出席いたしました。主に会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、客観的な立場から経営全般に関する適切な助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 原 光 博	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。会社経営者としての豊富な業務経験から取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においても適宜、必要な発言を行っております。
監査役 高 島 英 也	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席し、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。企業経営の豊富な経験と幅広い見識に基づく視点から取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においても適宜、必要な発言を行っております。
監査役 加 藤 善 孝	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においても適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

ふじみ監査法人

② 報酬等の額

区分	報酬額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等に会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、ふじみ監査法人に対して、公募増資に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社定款第42条において、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。なお、当事業年度末において会計監査人との間で、当該契約は締結しておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社および当社グループの取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について決定した基本方針の概要は以下のとおりです。

なお、当社は持株会社として、事業会社であるグループ会社とグループ経営会議を定期的に開催することで、各社の状況把握および十分な意思疎通を図っております。

第1. 当社および当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社グループは、コンプライアンスの基本原則を設け、または次のとおり定めている。

1. 取締役および使用人は、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。このような認識に基づき、社会規範、倫理そして法令などの遵守により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。
2. 取締役は、この実践のため経営理念、社是、社訓に従い、企業倫理の遵守および浸透を率先垂範して行う。
3. 当社は、グループコンプライアンス規程等に基づき、当社グループの関連業務を統括・推進するとともに、当社グループの代表取締役等を構成員とするグループコンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の確立・強化を図る。
4. 当社監査役は、監査役会規程および監査役監査基準等に基づき監査役監査を行う。また、当社監査部は内部監査規程等に基づき内部監査を行う。
5. 当社は、業務執行に関する監督機能の維持・強化のために社外取締役を選任する。
6. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、経営理念、社是、社訓の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。
7. 当社グループは、従業員等からのコンプライアンスに関する相談および法令・定款に違反する事実等の通報を受けるために、社内通報制度を整備して、不正事実およびその可能性を発見し、防止と是正に努める。
8. 代表取締役および業務執行を担当する取締役に、使用人に対する危機管理に係る教育・啓発を行わせる。

第2. 当社および当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1. 取締役の職務の執行に係る情報については、これに係る管理規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存しかつ管理する。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
2. 当社取締役会議長は、情報の保存および管理を監視・監督する責任者（以下、「統制監視責任者」という。）となる。
3. 当社経営企画本部長は、統制監視責任者を補佐する。また、上記1.に定める文書その他の情報の保存および管理について指導を行うものとし、それらの作成、保存、管理等は規程管理規程、決裁および稟議規程および情報管理規程その他の社内規程等に基づき行う。

第3. 当社および当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすリスクに対処すべくリスク管理体制の実践的運用を行う。
2. 当社社内にグループリスク管理委員会を設置し、当社グループのリスク管理体制の整備、問題点の把握、必要な見直しおよび危機発生時の対応を検討し、取締役会に報告する。
3. 当社グループの与信・品質管理、安全衛生その他の日常業務に係るリスク管理は、それぞれに関する規程、マニュアル、手順書、手続書等に基づき行う。
4. 情報セキュリティに係るリスク管理は、IT化等により重要度が増す情報・システム管理に対応するために、管理・バックアップ体制等を必要に応じて見直す。
5. 災害・事故その他の経営に係る緊急事態に対しては、発生時に代表取締役指揮の下、迅速な対応を行うとともに、損害の拡大を防止する。
6. 当社監査部は、内部監査において損失の危険を発見した場合は、内部監査規程等に基づき、当該部門の長に通告するとともに、直ちに代表取締役他関連部署に報告する。

第4. 当社および当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社は、グループ中期経営計画および年度計画にもとづき、進捗管理を行い目標達成のための施策を実施する。
2. 取締役会は、原則毎月1回開催し、迅速かつ的確な意思決定を行う。
3. 社内諸規程を整備し、職務分掌および職務権限を明確にし、適時適切な報告体制を整備する。

第5． 当社グループ各社における業務の適正を確保するための体制および職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

当社グループの業務の適正を確保するため、代表取締役および業務執行を担当する取締役は、社会規範に照らし経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制とする。

- (1) グループ各社の事業運営、リスク管理体制等については、担当取締役が、総合的に助言・指導を行う。
- (2) 定期的にグループ経営会議を開催し、グループ各社が業務執行状況の報告を行うほか、グループ各社について当社で担当執行役員を定め、当該担当執行役員が各社と一定の重要事項について協議、情報交換等を行うことを通じて、当社グループ全体における経営の健全性、効率性等の向上を図る。
- (3) 関係会社管理規程に基づき、グループ各社の経営に関する管理を行う。
- (4) 当社グループとして業務の適正を確保するため、代表取締役および業務執行を担当する取締役は、社会規範に照らしグループ各社が経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制とする。

第6． 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監査役の補助を行う使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1． 当社および当社グループは、当社の規模から、当面、監査役の職務を補助すべき使用人を置かない。
- 2． 使用人は監査役から調査の委嘱を受け、監査役の職務を補助するものとする。

第7． 監査役の第6．の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1． 必要に応じて使用人が監査役（会）事務局業務および監査役の職務の補助を行うこととし、監査役の使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないことを徹底する。
- 2． 取締役および従業員は、監査役が行う監査に積極的に協力する。
- 3． 監査役は、その独自の計画・スケジュールに基づき、監査部と緊密な連携を保ちながら、監査対象とする部門の長および従業員と面談できる。
- 4． 監査役は、代表取締役、当社の監査法人それぞれとの間で、随時に会合をもち意見交換を行う。

第8．取締役および使用人が監査役に報告するための体制、当社の子会社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制、監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1．監査役は、取締役会、グループ経営会議、その他重要と監査役が判断する会議に出席できる。
- 2．監査役からその職務執行に関する事項の説明を求められた場合、およびコンプライアンス違反事項を認識した場合、速やかに監査役へ報告を行う。また、使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わない。
- 3．当社は当社グループ内外に窓口を置く内部通報制度を設け、法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。
- 4．当社グループの取締役および使用人は、以下の事項について、発見次第速やかに監査役または監査役会に対し報告を行う。
 - ①当社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上の諸問題
 - ②その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

第9．監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

- 1．当社は、監査役から、その職務の執行について必要な費用の請求を受けた場合は、速やかに当該費用の支払いを行う。
- 2．当社は、監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認める。

第10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1．常勤監査役は、取締役および使用人から、重要事項について、常に報告を受け、また調査を必要とする場合には経営企画本部に要請して、監査が効率的に行われる体制とする。
- 2．当社は、特に財務上の問題については、会計監査人との面談の場を年4回程度持ち、問題点につき協議する。このような体制で、監査がより実効的に行われることを確保する。

第11．財務報告の信頼性を確保するための体制

- 1．取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役を適切に監督する。
- 2．代表取締役は、健全に行われている当社グループの個々の業務に十分配慮しつつ本基本方針に基づき、財務報告とその内部統制システムの整備運用状況を調査・検討・評価し、不備があれば、これを是正していく体制の維持・向上を図る。

第1 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備体制

1. 基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除し、不当要求等に対しては毅然と対応する。

2. 整備状況

コンプライアンスマニュアルに反社会的勢力に対する行動指針を定め、使用人全員に周知徹底する。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの充実にに向けた最近1年間（当事業年度の末日から遡って1か年）における実施状況は次のとおりであります。

第1. 法令・定款への適合を確保するための体制

法令順守、高度の倫理観・価値観を遵守のうえ公正かつ適切な経営の実現と醸成のため、当社各取締役会後に時間を設け、社内のコンプライアンス委員会より活動実績と今後の方針の共有・啓蒙活動を実施いたしました。

第2. 損失の危険の管理に関する体制

当社における与信・品質管理、安全衛生その他日常業務におけるリスク管理のため、関係する規程、マニュアル等を再度確認のうえ、それらの周知徹底と手順・手続の流れ等について確認させるため、店長を始めとする当社従業員に対して教育を実施いたしました。

第3. 効率的な職務執行を確保するための体制

当社は取締役会を毎月1回開催することで機会を逸することのない効率的な職務執行を確保し、また取締役会の前日には適宜、グループ経営会議を実施することで、幹部にタイムリーな情報を共有し勘案したうえで効率的な活動が行えるようにいたしました。

第4. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社と子会社間の情報の伝達・報告や業務の有効な範囲においてITを活用するとともに、子会社において検討すべき事案が発生したときは直ちに当社関係部署に内容を共有することで、企業集団における経営の健全性、業務の適正性を確保する体制を構築いたしました。

第5. 監査役の実効的な監査を確保するための体制

当社監査役は、代表取締役社長、会計監査人、監査部、法務室と定期的に意見交換の場を持ったほか、コンプライアンス委員会を始めとする各種社内委員会に出席し、内部統制に関する状況の把握に努めました。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	15,328	流 動 負 債	6,557
現金及び預金	12,738	買 掛 金	1,588
売 掛 金	634	一年内返済予定の長期借入金	1,510
棚 卸 資 産	194	未 払 金	1,492
前 払 費 用	266	未 払 費 用	589
預 け 金	1,274	未 払 法 人 税 等	289
未 収 入 金	150	未 払 消 費 税 等	256
そ の 他	71	資 産 除 去 債 務	20
貸 倒 引 当 金	△1	賞 与 引 当 金	19
		株 主 優 待 引 当 金	444
		そ の 他	377
固 定 資 産	10,982	固 定 負 債	11,174
有形固定資産	4,598	長 期 借 入 金	9,141
建物及び構築物	3,546	リ ー ス 債 務	59
工具器具備品	203	資 産 除 去 債 務	1,075
建設仮勘定	26	繰 延 税 金 負 債	137
土 地	740	預 り 保 証 金	213
そ の 他	81	持分法適用に伴う負債	500
		債務保証損失引当金	34
		そ の 他	14
無形固定資産	1,298	負 債 合 計	17,732
の れ ん	1,269	純 資 産 の 部	
そ の 他	29	株 主 資 本	8,466
投資その他の資産	5,085	資 本 金	5,956
投資有価証券	343	資 本 剰 余 金	6,661
関係会社株式	165	利 益 剰 余 金	△4,151
繰延税金資産	10	自 己 株 式	△0
敷金・保証金	3,525	その他の包括利益累計額	106
そ の 他	1,210	その他有価証券評価差額金	27
貸 倒 引 当 金	△169	為替換算調整勘定	78
		非 支 配 株 主 持 分	6
資 産 合 計	26,310	純 資 産 合 計	8,578
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	26,310

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		31,324
売上原価		10,976
売上総利益		20,347
販売費及び一般管理費		19,130
営業利益		1,217
営業外収入		
受取利息	5	
受取配当	11	
受取の他	7	
営業外費用	71	96
支払利息	150	
支払手数料	87	
その他の	44	283
特別利益		1,030
固定資産売却益	4	
受取立退料	79	
その他の	3	87
特別損失		
店舗解約損	41	
固定資産除却損	0	
減損	420	462
税金等調整前当期純利益		655
法人税、住民税及び事業税	196	
法人税等調整額	△1	194
当期純利益		460
非支配株主に帰属する当期純利益		1
親会社株主に帰属する当期純利益		459

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	2,627	3,332	△4,610	△0	1,348
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	3,329	3,329	—	—	6,658
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	459	—	459
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	—	—	—	—	—
当連結会計年度変動額合計	3,329	3,329	459	—	7,117
当連結会計年度末残高	5,956	6,661	△4,151	△0	8,466

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	3	60	63	15	4	1,432
当連結会計年度変動額						
新 株 の 発 行	—	—	—	—	—	6,658
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	459
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	24	18	42	△15	1	28
当連結会計年度変動額合計	24	18	42	△15	1	7,146
当連結会計年度末残高	27	78	106	—	6	8,578

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・主要な連結子会社の名称

4 社
株式会社フジオフードシステム
株式会社グレートイースタン
有限会社暮布土屋
上海藤尾餐飲管理有限公司

(2) 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称

FUJIO FOOD SYSTEM U.S.A. CO., LTD.
FUJIO FOOD SYSTEM SINGAPORE PTE.LTD.
FUJIO FOOD SYSTEM FRANCHISING, INC.
株式会社フジオファーム
株式会社フジオチャイルド
株式会社TOTTORI 星乃丘ワイナリー

- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法を適用した非連結子会社数 2 社
- ・主要な会社等の名称

FUJIO FOOD SYSTEM U.S.A. CO., LTD.
FUJIO FOOD SYSTEM SINGAPORE PTE.LTD.

- ・持分法を適用した関連会社数
- ・主要な会社等の名称

2 社
株式会社博多ふくいち
美樂食餐飲股份有限公司

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称

FUJIO FOOD SYSTEM FRANCHISING, INC.
株式会社フジオファーム
株式会社フジオチャイルド
株式会社TOTTORI 星乃丘ワイナリー

- ・持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社はいずれも小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社グレートイースタン及び有限会社暮布土屋の決算日は9月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

なお、国内連結子会社は、主として総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

工具器具備品 2～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担すべき金額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

④ 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 直営店売上

- ・直営店に来店する顧客からの注文に基づき飲食サービスを提供し、対価を受領した時点で収益を認識しております。

② フランチャイズ加盟店向け売上

・フランチャイズ加盟金

フランチャイズ契約時に一括して対価を受領し、当該対価を契約負債として認識しております。フランチャイズ契約は、店舗運営のノウハウを一定の期間にわたりフランチャイズ店へ提供するものであるため、当該一定の期間にわたり収益を認識しております。

・フランチャイズ加盟企業への食材等の販売

食材等をフランチャイズ店に引き渡した時点で収益を認識しております。

・ロイヤリティ収入

フランチャイズ店の売上高の発生に応じて収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入利息

③ ヘッジ方針

借入金利の将来の金利変動リスクをヘッジする目的にのみ取引を限定する方針であります。

④ ヘッジの有効性評価の方法

当社の行っている金利スワップ取引は、その全てが特例処理の要件を満たしているため、その判定をもってヘッジ有効性評価の判定に代えております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんの償却方法及び償却期間

その効果が発現すると見積られる期間で均等償却しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であつて、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 直営店舗に係る固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	4,598百万円
減損損失	420百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

当社グループは、主に飲食店の直営事業を営んでおりキャッシュ・フローを生み出す最小単位として主に店舗を基本単位とした資産グルーピングを行っております。

資産グループごとに営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている場合や退店の意思決定を行った店舗等を減損の兆候があるものとしております。

減損の兆候がある店舗については、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し減損損失の認識の要否を判定しております。

判定の結果、減損損失の認識が必要となった場合、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、店舗の売上高、売上原価率、人件費、店舗家賃等の将来予測であります。

これらの見積りににおいて用いた仮定が経営環境の変化等により見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

2. 株式会社グレートイースタンに係るのれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	1,246百万円
-----	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

当社グループは株式会社グレートイースタンの全株式を取得した企業買収により発生したのれんの未償却残高を連結貸借対照表に計上しています。

取得原価のうち当該のれんに配分された金額が相対的に多額となっているため、減損の兆候があると判断し、のれんを含む資産グループの割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回るため減損損失の認識は不要と判断しております。

割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画における主要な仮定は、店舗の売上高、売上原価率、人件費、店舗家賃等の将来予測であります。

これらの見積りににおいて用いた仮定が経営環境の変化等により見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	15百万円
土地	590百万円
建物	622百万円
敷金・保証金	40百万円
合 計	1,267百万円

(2) 対応する債務

一年内返済予定の長期借入金	101百万円
合 計	101百万円

2. 保証債務

金融機関の借入の保証

株式会社フジオファーム	11百万円
合 計	11百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 17,949百万円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

4. 棚卸資産の内訳

商品	61百万円
原材料	123百万円
貯蔵品	9百万円
合 計	194百万円

5. 財務制限条項

当社は、2024年9月25日付で株式会社りそな銀行をアレンジャーとする、既存取引6行によるタームローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持する。
- (2) 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される当期経常利益が2期連続して損失とならないようにする。

上記財務制限条項のほか、担保制限条項が付されております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	45,337,860	5,904,061	—	51,241,921
合計	45,337,860	5,904,061	—	51,241,921

(注) 普通株式の発行済株式の株式数の増加5,904,061株は、役員向け譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行14,061株、公募増資による新株式の発行5,000,000株、第三者割当による新株式の発行750,000株及び新株予約権の権利行使による増加140,000株であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	74	—	—	74

3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

前連結会計年度の期末配当は無配につき、該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年3月27日開催予定の第26回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 102百万円
- ・配当の原資 その他資本剰余金
- ・1株当たり配当額 2円
- ・基準日 2024年12月31日
- ・効力発生日 2025年3月28日

4. 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、預金等の安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については、主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。デリバティブは借入金金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融資産の主なものには、現金及び預金、売掛金、預け金、投資有価証券、敷金・保証金があります。現金及び預金については、主に普通預金及び当座預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。預け金、売掛金については、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、適切な債権管理を実施する体制としております。投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、当該リスクに関しては定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制としております。敷金・保証金は、主に店舗の賃貸借契約による差入預託保証金であり、相手先の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、適切な債権管理を実施する体制としております。

金融負債の主なものには、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、借入金があります。買掛金、未払金については、ほとんどが2ヵ月以内の支払い期日であります。借入金の使途は設備投資であります。

デリバティブは借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」4. 会計方針に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

執行・管理については、信用リスクを回避するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金は注記を省略しており、売掛金、預け金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 投資有価証券	343	343	—
② 敷金・保証金	3,525	3,316	△209
資産計	3,868	3,659	△209
① 長期借入金 (一年内返済予定の長期借入金を含む)	10,651	10,465	△186
② 預り保証金	213	209	△3
負債計	10,864	10,674	△190

(注) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
関係会社株式	165

上記については「①投資有価証券」には含まれておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	343	—	—	343
資産計	343	—	—	343

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金・保証金	—	3,316	—	3,316
資産計	—	3,316	—	3,316
長期借入金	—	10,465	—	10,465
預り保証金	—	209	—	209
負債計	—	10,674	—	10,674

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金・保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む）の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

預り保証金

預り保証金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（注2）長期借入金の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	1,510	3,345	990	1,190	609	3,005
合計	1,510	3,345	990	1,190	609	3,005

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	直営事業	F C 事業	連結計算書類 計上額
売上高			
まいどおおきに食堂	5,158	—	5,158
神楽食堂 串家物語	7,474	—	7,474
麺乃庄 つるまる	1,292	—	1,292
さち福や	3,229	—	3,229
天麩羅 えびのや	2,106	—	2,106
その他	10,410	—	10,410
F C 加盟金売上	—	164	164
F C ロイヤリティ売上	—	725	725
F C イニシャル売上	—	107	107
F C ランニング売上	—	654	654
顧客との契約から生じる収益	29,672	1,651	31,324
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	29,672	1,651	31,324

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当社及び連結子会社の契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	167円30銭
1 株当たり当期純利益	10円3銭

重要な後発事象に関する注記

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、資本準備金及び利益準備金の額の減少について2025年3月27日開催予定の第26回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

また、上記議案が原案どおり承認可決され、資本準備金及び利益準備金の額の減少の効力が生じることを条件として、剰余金の処分及び剰余金の配当（復配）について上記定時株主総会で付議することを決議いたしました。

1. 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分及び剰余金の配当（復配）の目的

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、過去2期にわたり無配としておりました。今後の成長投資や事業展開、次期以降の業績等を総合的に勘案し、株主還元により復配を実現することが株主の皆様様の長期的な利益に合致すると考えております。しかしながら、当社は、2024年12月期の個別決算において、1,627,478,666円の繰越利益剰余金の欠損を計上しておりますため、この欠損を補填し、今後の株主還元の実施と拡充に向けた資本政策の機動性、柔軟性を確保しながら、財務体質の健全化を図ることを目的とし、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えるとともに、利益準備金の額を減少し、同額を繰越利益剰余金に振り替え、また、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金及び別途積立金を繰越利益剰余金に振り替えたく存じます。これらの準備金の額の減少並びにこれらの振り替えによる発行済株式総数及び純資産額の変更はなく、株主の皆様様の所有株式数及び1株あたり純資産額に与える影響はありません。

なお、当期の期末配当につきましては、当期の経営成績および株主還元の方針等を勘案し、その他資本剰余金を原資として、2024年12月31日を基準とする1株当たり2円の期末配当を実施したいと存じます。

2. 資本準備金及び利益準備金の額の減少の内容

(1) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金	5,836,150,467円のうち1,692,555,200円
利益準備金	18,000,000円の全額

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	1,692,555,200円
繰越利益剰余金	18,000,000円

3. 剰余金の処分の内容

(1) 剰余金の処分に関する事項

① 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,424,834,333円

別途積立金 184,644,333円の全額

② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,609,478,666円

(2) 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類 金銭

② 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金2円

配当総額 102,483,694円

4. 資本準備金及び利益剰余金の額の減少並びに剰余金の処分及び剰余金の配当に関する日程

- | | | |
|-----|-------------------------|----------------|
| (1) | 取締役会決議日 | 2025年2月14日 |
| (2) | 債権者異議申述公告日 | 2025年2月27日（予定） |
| (3) | 債権者異議申述最終期日 | 2025年3月27日（予定） |
| (4) | 株主総会決議日 | 2025年3月27日（予定） |
| (5) | 資本準備金及び利益準備金の額の減少の効力発生日 | 2025年3月28日（予定） |
| (6) | 剰余金の配当の効力発生日 | 2025年3月28日（予定） |

貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,507	流 動 負 債	2,622
現 金 及 び 預 金	8,302	短 期 借 入 金	300
売 掛 金	13	一年内返済予定の長期借入金	1,481
前 払 費 用	34	リ ー ス 債 務	16
未 収 入 金	3,202	未 払 金	194
そ の 他	81	未 払 費 用	19
貸 倒 引 当 金	△1,127	未 払 法 人 税 等	70
固 定 資 産	14,327	未 払 消 費 税 等	12
有 形 固 定 資 産	6,604	預 り	61
建 物	5,507	資 産 除 去 債 務	19
構 築 物	32	株 主 優 待 引 当 金	444
工 具 器 具 備 品	258	そ の 他	2
土 地	719	固 定 負 債	10,993
リ ー ス 資 産	56	長 期 借 入 金	9,113
そ の 他	30	リ ー ス 債 務	45
無 形 固 定 資 産	44	預 り 保 証 金	213
ソ フ ト ウ ェ ア	10	資 産 除 去 債 務	989
電 話 加 入 権	11	繰 延 税 金 負 債	97
の れ ん	22	債 務 保 証 損 失 引 当 金	534
投資その他の資産	7,678	負 債 合 計	13,615
投 資 有 価 証 券	343	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 株 式	2,975	株 主 資 本	11,191
長 期 貸 付 金	4	資 本 金	5,956
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	34	資 本 剰 余 金	6,659
長 期 前 払 費 用	37	資 本 準 備 金	5,836
敷 金 ・ 保 証 金	3,361	そ の 他 資 本 剰 余 金	823
そ の 他	1,063	利 益 剰 余 金	△1,424
貸 倒 引 当 金	△142	利 益 準 備 金	18
資 産 合 計	24,834	そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,442
		別 途 積 立 金	184
		繰 越 利 益 剰 余 金	△1,627
		自 己 株 式	△0
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	27
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	27
		純 資 産 合 計	11,219
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,834

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目							金 額	
営 業 収 入	営 業 収 入	営 業 収 入	営 業 収 入	営 業 収 入	営 業 収 入	営 業 収 入	1,450	
関 係 会 社 受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	関 係 会 社 受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	関 係 会 社 受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	関 係 会 社 受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	関 係 会 社 受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	関 係 会 社 受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	関 係 会 社 受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	861	2,312
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		2,312
販 売 費	販 売 費	販 売 費	販 売 費	販 売 費	販 売 費	販 売 費		2,203
営 業 外 収 益	営 業 外 収 益	営 業 外 収 益	営 業 外 収 益	営 業 外 収 益	営 業 外 収 益	営 業 外 収 益		108
受 取 利 息	受 取 利 息	受 取 利 息	受 取 利 息	受 取 利 息	受 取 利 息	受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	307	
受 取 替 の 差	受 取 替 の 差	受 取 替 の 差	受 取 替 の 差	受 取 替 の 差	受 取 替 の 差	受 取 替 の 差	8	
受 取 そ の 他	受 取 そ の 他	受 取 そ の 他	受 取 そ の 他	受 取 そ の 他	受 取 そ の 他	受 取 そ の 他	9	325
営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	営 業 外 費 用		
支 払 利 息	支 払 利 息	支 払 利 息	支 払 利 息	支 払 利 息	支 払 利 息	支 払 利 息	148	
支 払 手 数 料	支 払 手 数 料	支 払 手 数 料	支 払 手 数 料	支 払 手 数 料	支 払 手 数 料	支 払 手 数 料	87	
支 払 そ の 他	支 払 そ の 他	支 払 そ の 他	支 払 そ の 他	支 払 そ の 他	支 払 そ の 他	支 払 そ の 他	16	252
経 常 利 益	経 常 利 益	経 常 利 益	経 常 利 益	経 常 利 益	経 常 利 益	経 常 利 益		182
特 別 利 益	特 別 利 益	特 別 利 益	特 別 利 益	特 別 利 益	特 別 利 益	特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	固 定 資 産 売 却 益	固 定 資 産 売 却 益	固 定 資 産 売 却 益	固 定 資 産 売 却 益	固 定 資 産 売 却 益	固 定 資 産 売 却 益	4	
受 取 退 還 料	受 取 退 還 料	受 取 退 還 料	受 取 退 還 料	受 取 退 還 料	受 取 退 還 料	受 取 退 還 料	79	
貸 倒 引 当 金 戻 入	貸 倒 引 当 金 戻 入	貸 倒 引 当 金 戻 入	貸 倒 引 当 金 戻 入	貸 倒 引 当 金 戻 入	貸 倒 引 当 金 戻 入	貸 倒 引 当 金 戻 入	455	
貸 倒 そ の 他	貸 倒 そ の 他	貸 倒 そ の 他	貸 倒 そ の 他	貸 倒 そ の 他	貸 倒 そ の 他	貸 倒 そ の 他	3	542
特 別 損 失	特 別 損 失	特 別 損 失	特 別 損 失	特 別 損 失	特 別 損 失	特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	固 定 資 産 除 却 損	固 定 資 産 除 却 損	固 定 資 産 除 却 損	固 定 資 産 除 却 損	固 定 資 産 除 却 損	固 定 資 産 除 却 損	30	
減 損 の 損	減 損 の 損	減 損 の 損	減 損 の 損	減 損 の 損	減 損 の 損	減 損 の 損	177	
減 損 そ の 他	減 損 そ の 他	減 損 そ の 他	減 損 そ の 他	減 損 そ の 他	減 損 そ の 他	減 損 そ の 他	2	210
税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益		514
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△3	
法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	△10	△14
当 期 純 利 益	当 期 純 利 益	当 期 純 利 益	当 期 純 利 益	当 期 純 利 益	当 期 純 利 益	当 期 純 利 益		528

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 株	己 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 金	その他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 準 備	そ の 他 利 益 剰 余 金					
						別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	2,627	2,506	823	3,330	18	184	△2,156	△1,953	△0	4,003	
当 期 変 動 額											
新 株 の 発 行	3,329	3,329	—	3,329	—	—	—	—	—	6,658	
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	528	528	—	528	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
当 期 変 動 額 合 計	3,329	3,329	—	3,329	—	—	528	528	—	7,187	
当 期 末 残 高	5,956	5,836	823	6,659	18	184	△1,627	△1,424	△0	11,191	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	3	3	15	4,022
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	—	—	—	6,658
当 期 純 利 益	—	—	—	528
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	24	24	△15	9
当 期 変 動 額 合 計	24	24	△15	7,196
当 期 末 残 高	27	27	—	11,219

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 以外のもの 移動平均法による原価法
 - ・ 市場価格のない株式等

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	5～40年
機械装置	9年
車両運搬具	3～6年
工具器具備品	2～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

(3) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証にかかる損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案して、損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社からの経営指導料、ロイヤリティ収入及び設備賃貸料となります。これらの収益は子会社に対する経営指導及び商標等の使用許諾を履行義務として識別しており、それぞれ役務提供時点及び商標使用による子会社の収益計上によって充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

③ ヘッジ方針

ヘッジ対象…借入利息

④ ヘッジの有効性評価の方法

借入金利の将来の金利変動リスクをヘッジする目的にのみ取引を限定する方針であります。

当社の行っている金利スワップ取引は、その全てが特例処理の要件を満たしているため、その判定をもってヘッジ有効性評価の判定に代えております。

6. のれんの償却に関する事項

のれんの償却方法及び償却期間

その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当該事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

株式会社グレートイースタンに係る関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 2,751百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

株式会社グレートイースタンの株式は、超過収益力を反映した価額で取得しております。

当社は株式会社グレートイースタンの株式について、市場価格のない株式等に該当するため超過収益力が減少し株式の実質価額が取得原価に比べて著しく低下した場合には減損処理を行う方針としております。当該株式について、事業計画等により超過収益力は減少していないと判断し、超過収益力を反映させた実質価額が取得原価に比べて著しく低下していないため、減損処理を行っておりません。

当該事業計画における主要な仮定の内容については、「連結計算書類 連結注記表（会計上の見積りに関する注記）2. 株式会社グレートイースタンに係るのれんの評価（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項」に記載した内容と同一であります。

これらの見積りにおいて用いた仮定が経営環境の変化等により見直しが必要となった場合には、翌事業年度において、関係会社株式評価損を計上する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	15百万円
土地	590百万円
建物	622百万円
敷金・保証金	40百万円
合 計	1,267百万円

(2) 対応する債務

一年内返済予定の長期借入金	101百万円
合 計	101百万円

2. 保証債務

金融機関の借入の保証

株式会社フジオファーム	11百万円
有限会社暮布土屋	16百万円
合 計	27百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 14,756百万円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

4. 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを含む）

短期金銭債権	3,235百万円
短期金銭債務	301百万円
長期金銭債権	109百万円

5. 財務制限条項

当社は、2024年9月25日付で株式会社りそな銀行をアレンジャーとする、既存取引行6行によるタームローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

(1) 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持する。

(2) 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される当期経常利益が2期連続して損失とならないようにする。

上記財務制限条項のほか、担保制限条項が付されております。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高（区分表示したものを含む）

営業収入 2,312百万円

営業取引外の取引による取引高 301百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
普 通 株 式	74	—	—	74

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒損失 31百万円

土地評価減 3百万円

関係会社株式評価減 317百万円

減損損失 94百万円

貸倒引当金 388百万円

株主優待引当金 136百万円

債務保証損失引当金 163百万円

資産除去債務 308百万円

繰越欠損金 1,141百万円

その他 25百万円

繰延税金資産小計 2,612百万円

評価性引当額 △2,612百万円

繰延税金資産合計 ー百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 △85百万円

その他有価証券評価差額金 △12百万円

繰延税金負債合計 △97百万円

繰延税金資産の純額 △97百万円

関連当事者との取引に関する注記

１．親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

２．子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)フジオフードシステム	大阪市北区	10	直営店舗経営	直接 100.0%	役員の兼任 店舗賃貸	受取ロイヤリティ (注) 1 不動産賃貸料 (注) 2	1,434 861	未収入金	3,146
子会社	(株)グレートストーン	沖縄県沖縄市山内	10	直営店舗経営	直接 100.0%	役員の兼任 資金の借入	資金の借入 (注) 3 配当金の受取	300 300	短期借入金 受取配当金	300 300
関連会社	(株)博多ふくい	福岡県糟屋郡新宮町	10	鮮魚、海産物の販売	直接 40.0%	役員の兼任 商品の仕入	債務保証 (注) 4	500	債務保証損失引当金	500

(注) １．受取ロイヤリティにつきましては、経営戦略の策定、経営数値の管理、間接業務の提供などの経営指導料の対価であり、契約等に基づき毎期交渉の上、決定しております。

２．不動産賃貸料につきましては、店舗設備使用料に対する対価であり、契約等に基づき毎期交渉の上、決定しております。

３．資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。

４．債務保証につきましては、当該会社の銀行借入に対して保証したものであります。

3. 役員及び主要株主等

種 類	会社等の 名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
役員及びその 近親者	藤尾政弘	被所有 直接 5.51%	当社取締役	新株予約権 の権利行使 (注)	134	—	—

(注) 2023年2月28日開催の当社取締役会の決議により付与された第14回新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	218円95銭
1 株当たり当期純利益	11円55銭

重要な後発事象に関する注記

「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

株式会社フジオフードグループ本社
取締役会 御中

ふじみ監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 淡路 洋平
業務執行社員

指定社員 公認会計士 久留島 光博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フジオフードグループ本社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジオフードグループ本社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

株式会社フジオフードグループ本社
取 締 役 会 御 中

ふ じ み 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指 定 社 員 公認会計士 淡路 洋平
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 久留島 光博
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジオフードグループ本社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びふじみ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ふじみ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ふじみ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月25日

株式会社フジオフードグループ本社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	原	光博
社外監査役	高島	英也
社外監査役	加藤	善孝

株主総会参考書類

第1号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少の件

当社は、過年度の損失計上に伴い、当期末時点で繰越利益剰余金の欠損として金1,627,478,666円を計上しており、この欠損を補填するとともに、今後の株主還元の実施と拡充に向けた資本政策の機動性、柔軟性を確保し、財務体質の健全化を図るため、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金及び利益準備金を減少し、その他資本剰余金及び繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

資本準備金の額及び利益準備金の額の減少がその効力を生ずる日は次のとおりであります。

1. 減少する資本準備金及び利益準備金の額

資本準備金 5,836,150,467円のうち1,692,555,200円

利益準備金 18,000,000円の全額

2. 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,692,555,200円

繰越利益剰余金 18,000,000円

3. 資本準備金及び利益準備金の額の減少の効力発生日

2025年3月28日

第2号議案 剰余金の処分の件

第1号議案が原案どおり承認可決され、資本準備金及び利益準備金の額の減少の効力が生じることを条件に、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の一部及び別途積立金の全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損を補填するとともに、その他資本剰余金のうち102,483,694円を使用して期末配当を実施するものであります。

なお、剰余金処分後のその他資本剰余金は988,940,555円となります。

1. 剰余金の処分に關する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,424,834,333円

別途積立金 184,644,333円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,609,478,666円

2. 期末配當に關する事項

当社は株主の皆様に対する利益還元、収益力の向上、財務體質の改善を図りつつ、業績及び内部留保の充実性を総合的に勘案し配当額を決定することとしております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び財務状況並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、その他資本剰余金を原資として以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに關する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金2円

配当総額は102,483,694円

(3) 剰余金の配當が効力を生じる日

2025年3月28日

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市北区中之島5丁目3番51号
大阪国際会議場（グランキューブ大阪）3階
TEL. 06-4803-5555

（会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。）



【交通のご案内】

- ・ 京阪電車中之島線「中之島（大阪国際会議場）駅」2番出口すぐ
- ・ JR大阪環状線「福島駅」より徒歩約15分・JR東西線「新福島駅」3番出口より徒歩約10分
- ・ 阪神本線「福島駅」3番出口より徒歩約10分